

## 静岡市旅館業法等施行条例の一部改正について

静岡市旅館業法等施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月19日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

### 静岡市旅館業法等施行条例の一部を改正する条例

静岡市旅館業法等施行条例（平成24年静岡市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「ホテル営業及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「第1条第1項第11号」を「第1条第1項第8号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、「及び同条第2項第10号に規定する条例で定める旅館営業の施設の構造設備の基準」を削る。

第7条中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に改める。

第8条中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に改める。

第9条第1項中「この条において」を削り、「及び第4項並びに」を「から第5項まで及び」に改め、同条第3項中「別表第2第5項から第9項まで」を「別表第2第6項から第10項まで」に改める。

別表第1の1（1）中「ホテル営業及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、「洋室（寝台を置いている客室をいう。以下同じ。）は一の客室の有効面積4平方メートルにつき1人、和室は」を削り、「3.3平方メートル」を「（宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積の合計をいう。以下同じ。）3.3平方メートル（寝台を置く客室にあっては、4平方メートル）」に改める。

別表第2中「ホテル営業及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同表中14を15とし、10から13までを11から14までとし、同表9（1）中「分け、おおむね同数の割合で設けるものとし、便器は、収容定員（便所を付設する客室の定員を除く。）に応じて、次の表に掲げる」を「分けて適当な」に改め、同（1）アからウまで並びに同9（2）ただし書、（4）及び（5）を削り、同9（6）を同9（4）とし、同9を同表10とし、同表8中「次の要件を満たすものである」を「宿泊者の需要を満たすことができるよう適当な規模を有し、宿泊者の利用しやすい位置に設けるとともに、十分な広さを有している」に改め、同8（1）及び（2）を削り、同8を同表9とし、同表7（8）を削り、同7を同表8とし、同表6（1）及び（2）後段を

削り、同（２）を同６（１）とし、同６中（３）から（６）までを（２）から（５）までとし、（７）及び（８）を削り、同６を同表７とし、同表５中「おおむね1.2メートル以上の幅員」を「適当な幅、高さ及び踏面」に改め、同５を同表６とし、同表４中「ホテル営業の施設には」を「ロビーを設ける場合は」に改め、同４を同表５とし、同表３の次に次のように加える。

４ 政令第１条第１項第２号に規定するその他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものは、次の要件を満たすものであること。

（１）事故が発生したときその他の緊急時において、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が施設へ駆けつけることができる体制が整備されていること。

（２）営業者自らが設置したビデオカメラ等により宿泊者の本人確認及び施設への出入りの状況を常時鮮明な画像により確認できること。

（３）施設の入出口に、施設名称、営業者名並びに営業者の所在地及び連絡先が表示されていること。

別表第３の２中「これに類する」を「同表第４項に準じた」に改め、同表３中「別表第２第５項」を「別表第２第６項」に改め、同表４を次のように改める。

４ 客室は、別表第２第７項各号の規定に準じたものであること。

別表第３の５中「別表第２第７項」を「別表第２第８項」に改め、同表６中「別表第２第８項」を「別表第２第９項」に改め、同表７中「別表第２第９項」を「別表第２第10項」に改め、同表９中「別表第２第11項」を「別表第２第12項」に改め、同表10中「別表第２第12項」を「別表第２第13項」に改め、同表11中「別表第２第13項」を「別表第２第14項」に改め、同表12中「別表第２第14項」を「別表第２第15項」に改める。

別表第４の２中「これに類する」を「同表第４項に準じた」に改め、同表３を次のように改める。

３ 客室は、別表第２第７項各号の規定に準じたものであること。

別表第４の４中「別表第２第７項」を「別表第２第８項」に改め、同表５中「別表第２第８項」を「別表第２第９項」に改め、同表６中「別表第２第９項」を「別表第２第10項」に改め、同表９中「別表第２第11項」を「別表第２第12項」に改め、同表10中「別表第２第12項」を「別表第２第13項」に改め、同表11中「別表第２第13項」を「別表第２第14項」に改め、同表12中「別表第２第14項」を「別表第２第15項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）附則第3条の規定により旅館・ホテル営業を営む者とみなされたものが現にその営業の用に供している施設については、平成30年12月15日までの間は、引き続き改正前の静岡市旅館業法等施行条例別表第2に規定するホテル営業及び旅館営業の施設の構造設備の基準に適合する限り、この条例による改正後の静岡市旅館業法等施行条例別表第2に規定する旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準に適合するものとみなす。